

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 昭和二十七年度にかかる民生部定期監査の結果

## 監査公告

監査公告第九十一号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十七年度にかかる民生部の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年六月二十三日

|         |           |
|---------|-----------|
| 鳥取県監査委員 | 岸 本 政 嘉   |
| ”       | 木 南 貞 治   |
| ”       | 加 藤 定 治   |
| ”       | 角 田 健 太 郎 |

|        |            |
|--------|------------|
| 監査執行箇所 | 執行年月日      |
| 児童課    | 昭和二十八年五月四日 |
| 世話課    | 同 年五月七日    |
| 保険課    | 同 年五月九日    |
| 厚生課    | 同 年五月十九日   |

児童課 昭和二十八年五月四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
” 木 南 貞 治

### 監査概況

一 当課は児童福祉法に基き児童福祉思想の普及啓蒙、青少年問題対策、母子福祉対策、福祉施設の整備充実並びに運営管理指導等児童福祉行政全般にわたる事項を管掌しているが、これが所管経費は多額を必要とする半面その効果が直ちに現れないためと、児童福祉行政の重要性が県民に理解されていないため往々にして軽視されがちな点もあつて執行上に相当苦勞しているものと思料するが、課長以下十七名(内長欠一名)の

職員で概ね円滑に運営しているものと認めた。

二 児童憲章の制定により子供の日と前後し児童福祉週間を定め子供のための各種行事を開催しているが、昨年監査に言及した如く僅少経費のため県自体としては児童福祉功勞者の表彰、ラジオ、新聞、ポスター等で啓蒙した程度であり殆んどは市町村自体の実施行事である。県としても諸行事を実施し一層積極的啓蒙施策が望ましい。

三 児童委員並びに児童福祉司により第一線の福祉増進をはかっているが、福祉司は一般事務を管掌しており、児童委員は民生委員と兼務のため第二義的となる嫌がある。なお児童委員の活動内容又は措置状況につき統計的把握がしてない。実態把握上調査し置くべきである。

四 児童は児童憲章第九条により整備した遊園地と優良文化財により悪環境から守るよう規定されており県としても優良文化財の推薦勧告をなしているが、中央よりの推薦受流しになる傾向に今少し地域環境を考へ

るよう再考を望む。なお文化財の普及と活用を図るべく幻灯機と、紙芝居四〇、スライドフィルム二〇〇本を文化財ステーションとして三児童相談所に設置しているが、これらは何れも需要数に達せず又利用状況も一部の団体が利用する程度で不振である。尙圖書の備付は全然ない。折角設置したこともあり充実すると共に啓蒙普及に一層の配意が必要と認める。

五 青少年問題対策については最近特に強調されながら犯罪の七〇%が青少年により占められている事態は憂慮すべきことである。これが対策については経費不足の関係もあるが何等見るべきものがない。ただ啓蒙指導的に年五回隔月にリーフレットを刊行し町村に配布した程度であり再考を要する。

六 母子福祉対策の一環として一部母子会に対し生業内職資金百万円を繰替貸付しているが、一ヶ年程度の貸

付であり長期の繰替が必要であろう。尤も二十八年度より特別会計で運用のようであり長期貸付が実施されるようで結構である。今後一層母子会の育成、健全な事業運用に努力を望む。

七 修学困難な生徒に対し奨学金貸付制度で保護育成しており二十七年度は前年度に比し六十名余り増加されたことは欣ばしい。しかし申込者に対し漸く三〇%程度に過ぎないので予算措置に考慮を望む。

八 児童の福祉増進を目的とする施設及び催物は都市に偏重しがちであるが農漁村山間僻地の児童に対しても恩恵に浴せしめるよう配意が肝要である。

九 経理その他事務の処理状況は概ね良好と認めたが今後左の点留意されたい。

(1) 母子内職生業繰替金を伺のみで処理しているが台帳を整備し記録保存すべきである。

(2) 福祉生奨学金の未返済五、七七四円あるが今後の運用にも支障を来すので早期収納に努むべきである。

世話課 昭和二十八年五月七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

木 南 貞 治

監査概況

一 当課は、未引揚者の調査究明、死亡公報、遺骨の傳達、留守宅渡し給与業務等に当っている。なお戦傷病者並びに遺族援護法の施行に伴なう業務が新たに増加し、更に一時中絶していたソ連、中共地区の復員関係業務も開始の運びとなり、益々多忙を極め、課長以下三十七名(貸金傭二名)はこれ等業務に努力し円滑に執行していると認めた。

二 遺族補償業務は繁瑣であるが、特に慎重を期しており、該当者概数二万名中二十七年一万余名が裁定になり、完結している。未処理分についても強い要請があるので今後迅速なる事務整理に一層の努力を望む。

三 未帰還者に対する調査は帰還者等の手蔓を求めて状況を聴取し、夫々記録しているが一頓挫の様相である。幸い引揚再開により新しい情報が得られるものと期待

されるので一層の努力を切望する。  
四 会計経理は概ね適正と認められたが、左記事項について今後注意されたい。

- (イ) 前年度監査にも指摘要望した事項であるが、当該の事務財源は国庫補助又は委託金が過半数を占めており、殆んどが年度末決定となるため歳入欠陥、支出超過になる危険性が多分にある。歳入確保と同時に事業過程に於ける收支の均衡に留意されたい。
- (ロ) 復員関係各種大会に外郭団体より代表出席を委託しこれが経費を費用弁償で負担しているが科目上不適当と史料する。

(ハ) 事務の性質上已むを得ないと認めるが立替払が多く又事後伺も散見された。計画執行と收支均衡の点よりして留意すべきである。

保 險 課 昭和二十八年五月九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
木 南 貞 治

監査概況

一 当課の事務は殆んど機関委任の事務で、昭和二十七年では果職員の人件費(主事四、雇一)並びに市町村が経営する国民健康保険の指導監督に要する経費として一、七六八、六〇〇円が支出されているに過ぎない。

二 本県国民健康保険制度の運用状況は極めて低調で、県下一六八市町村中六四市町村(被保険者総数二〇一、九七〇人)が活動しているに過ぎず、全国平均に比べ低調である。また昨年の監査時に比し再建実施が二組合あるが、給費は総体的に不振のようであり保健増進の上から憂慮すべきである。

三 市町村に於ける国民健康保険の運営は巨額の保険料滞納額を抱えて何れも危殆に瀕する傾向にあり、二十七年年度県下の総未収額は五八二万余円に昇っている。これが再建整備は刻下の急務であり指導監督が緊要と認めるが、当課の実施状況は不十分で書面啓蒙程度に終っているのは遺憾である。政府施策の推進と共に適

切なる実施計画により強力な指導を望む。

四 国民健康保険診療報酬審査委員会費として三七四、〇〇〇円の予算を計上し三四六、一六八円執行しているが、財源は同審査手数料三二四、〇〇〇円及び純県費五〇、〇〇〇円が充てられているのに、手数料収入済額は二三一、九二九円で九二、一九二円の未収(調定に対し二八%)を生じている。従つて六四、三三九円純県費に喰込んでいるが、手数料の早期収納につき方途を講ずる必要が認められる。

五 療養担当者が保険者に給付費を請求する場合加療並に金額の適否は審査委員会で審査されるも、加療の実際を把握確認することは困難であり、中には過大に請求する場合も考へられるが、これが調査についてはこれまであまり行なわれていない実情であるので、今後積極的な指導監督を行うべきである。

六 経理その他一般事務は概ね適正に執行していたが、果職員の少ないため事務処理に不十分な点がある。今後一層厳格に処理すべきである。特に次の点留意され

たい。

(1) 審査手数料を町村に請求する際四半期毎に請求しているが各月毎にすべきである。

(2) 手数料を基金事務所よりの審査請求書により支払っているが内容に不適合のものがあり支払に際し審査の徹底を期されたい。

厚生 課 昭和二十八年五月十九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
木 南 貞 治

監査概況

一 当課の管掌事務は生活保護法による保護事務を始めこれに伴う保護者の救済物資及び授産並びに内職斡旋引揚者住宅、厚生資金貸付等の外身体障害者福祉に關すること、消費生活協同組合の指導監督、災害救助、公益質屋、同和事業等多岐に渉る事務を課長以下職員 の努力により概ね適正に運営を期しているものと認め

二 昭和二十七年生活扶助費支出状況は、予算額一三六、三七七、三九九円に対し八四、九%を執行しており、適確に処理しているものと認められたが濫給漏給については今後共一層徹底的な指導を切望する。

三 更生資金貸付現在高は六、四八六、九〇〇円あり、資金貸付に対する償還成績は良好と言えず、特に当初貸付金の未整理が三千万円(七〇%)程度あり、これが償還について金融公庫の督促は勿論県としても整理に意を用い再貸付の運用に格段の努力を望む。

四 県下未亡人並びに生活困窮者を対象に授産内職指導を行つてはいるが、予算は僅か三三、六〇〇円で事業は編物講習会を三地区で開催した程度であり今少し積極的な施策が望ましく。

五 昭和二十七年事業として身体障害者更生指導所、県立養老院の建築を計画し鋭意施工中のようであるが、出納閉鎖期も差し迫つてはいるので、建築の促進を特に要望する。尙此等の建築工事は国の補助の關係上遅延も已むを得ないものと認むるも当初計画執行に注意

が足らなかつたではないかと思つたので今後は充分留意されたい。

六 消費生活協同組合の育成指導は消極的であり組合自体の運営も検討すべき点があると思はれる。今後実態を把握し積極的指導援助が望ましく。

七 同和事業として生活環境の改善整備を目的としてモデル部落の指定育成、部落指導者の指導講習会、保健衛生相談等関係機関と協力し指導しているようであるが今少し積極的施策を望む。なお補助金の未交付があるので早期に交付されたい。

八 昨年四月戦傷病者戦没者遺族等援護法の制定にとともに巡回診療更生相談班を編成し県下十一ヶ所に於て戦傷病者五四四名の診断を行い、医療措置により現症が軽減又は快復すると判定される者一三〇名を選出したが実際に給付を受けたものはその一割にも満たない一名であつた。これ等は各人の事情によるが法の趣旨不徹底に起因するものと思つるので今後啓蒙宣傳に努めると共に診断執行場所及び時期等についても考

慮を払ひ一人でも多く恩恵に浴せしめるようされたい。

九 中共、ソ連地区よりの引揚再開に併い駐在員を派遣し收容施設の整備等受入態勢を整えており結構と認められた。尙車中に於ける土産品を大丸と随意契約しているが年度区分の關係もあるのでその都度検収し遺憾のないよう留意されたい。

一〇 経理その他一般事務の処理は適当と認められた。

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

# 鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に  
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの  
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み  
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料(実費) 一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

銅 行 鳥 鳥

取 取 取 取

所 者 者 者

縣 縣 縣 縣

鳥 鳥 鳥 鳥

取 取 取 取

鳥 鳥 鳥 鳥

取 取 取 取

市 市 市 市

取 取 取 取

東 東 東 東

町 町 町 町

縣 縣 縣 縣

取 取 取 取

印 印 印 印

銅 銅 銅 銅

所 所 所 所

縣 縣 縣 縣